

朝日町空家等対策の 推進に向けて

近年、既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズや社会構造の変化等に伴い、空家等が年々増加しています。

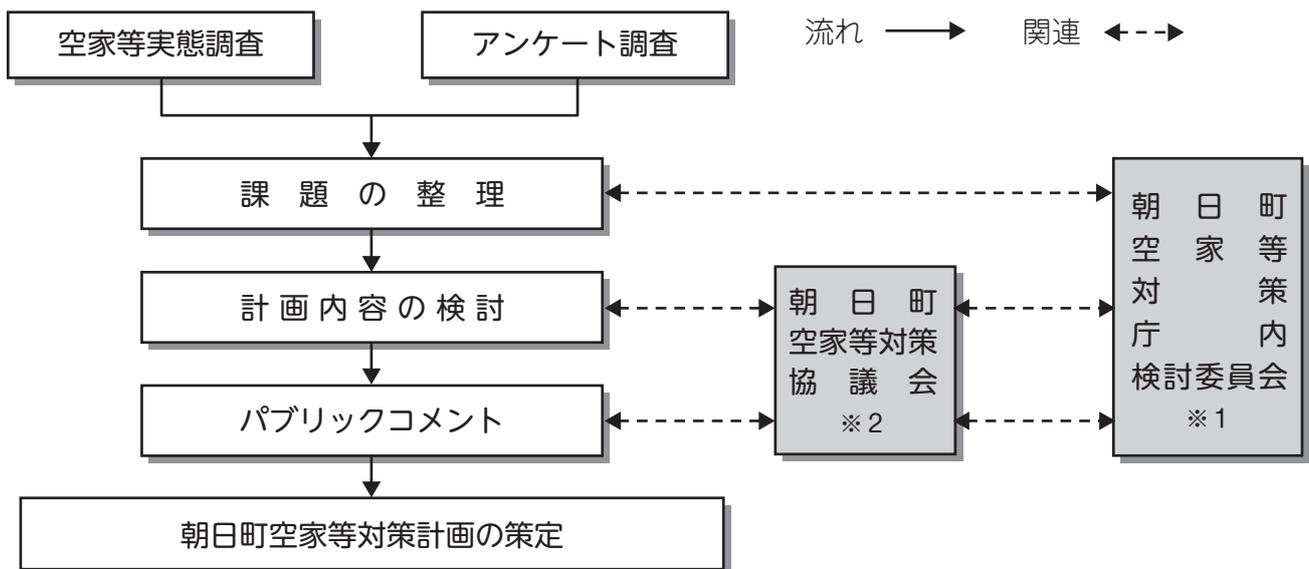
空家等については、個人の財産として、所有者等自らが責任を持って適切に管理すべきものであるとの考え方から、これまで行政として対応する範囲や方策は極めて限定的であり、限界がありました。しかしながら、この中には適切に管理が行われず放置されている空家等が、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等、多岐にわたり問題を引き起こしています。

このような中、平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下、「空家法」といいます。）」が議員立法により成立し、平成27年5月26日から全面施行されました。空家法第4条では、「市町村は、第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。」と規定しています。

本町においては、平成27年度に町内の空家等の実態を把握するため空家等実態調査を行い、平成28年度には、「朝日町空家等対策計画」（以下「本計画」という。）を策定し、空家等対策を総合的かつ計画的に実施することとしました。

本計画を推進し、より皆様に情報提供できる様、今月号から12月号にかけて本計画の内容（第1章～第4章）について発信してまいります。今月号は朝日町空家等対策計画の第1章（計画の趣旨）から第2章（空家等の現状と課題）について紹介させていただきます。

本計画を策定するにあたっては、空家等実態調査（空家等の特定・外観調査）やアンケート調査（所有者等・町民）などを行うとともに、町長、学識者、各種団体などからなる朝日町空家等対策協議会の意見を踏まえ、以下の手順により策定しました。



※1【朝日町空家等対策庁内検討委員会】

空家等の実態調査等を基に、各部局（庁内関係各課・室の選任職員）の課題整理を行いました。

※2【朝日町空家等対策協議会】

朝日町空家等対策庁内検討委員会にて課題整理された計画内容を基に朝日町空家等対策協議会委員（町長、学識者、各種団体など）において本計画を策定しました。